買取りの申出に関する注意事項の確認

買取りの申出人（土地所有者）は、この書類に書かれている注意事項をよく読み、内容に問題なければ、確認欄にレ(チェック)を記入し、買取申出書と併せて提出してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認欄 | 注意事項 | | | | | | | |
| □ | １．隣接所有者への事前伝達 | | | | | | | |
| 買取申出地の隣接地が別所有者の生産緑地の場合、残存する生産緑地面積が300㎡未満になることや、接道が確保できなくなるなどの後々のトラブルを未然に防ぐため、事前に隣接所有者に買取りの申出を行う旨を伝達いただくようお願いいたします。市は所有者間の調整は行えませんのでご注意ください。 | | | | | | | |
| □ | ２．農林漁業の主たる従事者の確保（生産緑地の一部を買取りの申出する場合） | | | | | | | |
| 全ての生産緑地の買取りの申出を行わず、一部を残す場合、残す生産緑地を管理する農林漁業の主たる従事者を確保しなければいけません。確保できない場合、一部の買取りの申出は認められません。 | | | | | | | |
| □ | ３．買取りの申出は１度限り | | | | | | | |
| １度買取りの申出を行うと、２回目の買取りの申出は原則行えませんのでご注意ください。  例１）Ａ氏（主たる従事者）の故障を理由に買取り申出後、Ａ氏の死亡を理由に買取り申出はできない  例２）Ａ氏（主たる従事者）の死亡を理由にＢ氏（生産緑地所有者）が買取り申出した後、再度、Ａ氏の死亡を理由にＢ氏は買取り申出できない  例３）Ａ氏（主たる従事者）の死亡を理由にＢ氏（生産緑地所有者）の買取り申出後、Ａ氏の死亡を理由にＣ氏（生産緑地所有者）の買取り申出はできる | | | | | | | |
| □ | ４．買取りの申出後の取消しはできません | | | | | | | |
| 買取申出書の提出後は手続き上、買取り申出の取消しや変更は困難となりますので、慎重な判断の上、買取申出書の提出をお願いいたします。 | | | | | | | |
| □ | ５．買取りの申出後の所有権移転・抵当権等の設定について | | | | | | | |
| 買取申出書の提出から、３か月間は所有権の移転（相続を除く）は絶対行わないでください。仮に、不動産業者などに売却してしまったことが判明した場合、３か月後の行為の制限の解除は認められず、宅地造成や住宅の建築は行えなくなります。また、３か月の期間内は抵当権等の設定もお控えください。 | | | | | | | |
| □ | ６．買取申出地の現地調査について | | | | | | | |
| 市職員などが、買い取るか、買い取らないかの判断をする上で、申し出された生産緑地の現地調査を行う場合があります。あらかじめご了承ください。 | | | | | | | |
| □ | ７．買取りの申出後の生産緑地の管理について | | | | | | | |
| 買取りの申出を行った後も近隣住民に迷惑をかけることのないよう、生産緑地の管理（雑草などの草刈り等）を適切に行ってください。また、行為の制限の解除前に宅地造成等を行った場合には生産緑地法違反となりますので、十分ご注意ください。 | | | | | | | |
| 申出する代表者  (市からの文書郵送先になります) | | 所有者  氏名： |  | | | | | |
| 申出する所在及び地番 | | 船橋市 |  | | | 他 |  | 筆 |
| 買取申出書等の提出者 | | 氏名： |  | 電話番号 |  | | | |

船橋市都市計画課が左記日付で買取申出書を受付けました。

買取り有無・行為の制限の解除に関する文書通知は郵送で行います。

行為の制限の解除となった場合は、その旨を市ホームページに公表します。